

2010年年頭所感

一般社団法人日本少額短期保険協会

会長 関 栄男

新年あけましておめでとうございます。

かつてない経済不況からの脱却がなかなか見通せず、デフレ対策まで求められているわが国経済の中にあって、昨年は「政権交代」が流行語大賞となったように、新しい政権の舵取りに対し大きな期待と不安が交差する新年を迎えることになりました。

少額短期保険業界は発足して4年目となり業者の財務局登録も全国で66を数えるまでになりましたが、さらに新しい業態からの参入を目指す業者もあることから、今後、緩やかに伸張していくことが予測されます。登録された66業者の販売商品別内訳は、家財・賠償責任保険等の損保系商品を販売する業者と生命・医療保険等の生保系商品を販売する業者がほぼ拮抗しており、加えてペット保険、見舞金等の費用保険等を販売する業者となっております。これらの業者の設立経過からして、少額短期保険業界は共済事業からの移行業者が多数を占めておりますが、その設立母体は様々な業態であり、保険業界において新しいジャンルを切り開いていくパイオニアとしての役割も期待されているところであります。

また、少額短期保険業界は設立後間もないこともあり、それぞれの業者が経営基盤の確立に向けて、一般消費者に対し簡便でわかりやすい補償の提供を行なっていくとともにコンプライアンスに裏打ちされた業務態勢の構築が急務であり、それぞれの業者において推進を図っているところであります。

日本少額短期保険協会は少額短期保険業界における唯一の業界団体として消費者および会員業者のための諸活動を推進して参りました。昨年は新たに「一般社団」法人格を取得し通常業務をすべてここに移管し、従来からの特定非営利活動法人は少額短期保険募集人資格試験事業を管理・運営する団体とし、名称を「少額短期保険募集人研修機構」とすることとしております。

このことにより一般社団法人は事業者による事業者のための団体として、また、特定非営利活動法人は一般消費者のための教育・研修機能を兼ね備えた募集人のための資格試験を実施する機関としての位置づけを明確にいたしました。これらの団体に未だ加入をされていない業者も若干ありますが、これらの団体が業界全体を代表して取り組みを遂行することが消費者の利益に資することになり、また加入業者の信用にもつながることになるものと確信しております。

さらに、本年は「公益法人格」の取得を目指すこととしており、これらの組織の一本化を図っていきます。このことは、すでに昨年の総会で論議し、方向性についての決定はなされておりますので、準備が整い次第、諸手続きを経て、早い時機に、公益法人認定申請を行う所存であります。

昨年から、協会として重要な活動の一つに特別委員会での取り組みがあります。これは、平成18年4月に施行された改正保険業法において、「施行後の少額短期保険業制度の実施状況を踏まえ、保険会社に対する規制も含めた保険業に係る規制全般にわたる見直しを行なう」ことが定められていることから、協会は、消費者目線にたち、消費者の意見・要望を聴取しながら制度の見直しを、理事会の諮問機関としての特別委員会を設置する中で検討してまいりました。本年は本委員会での論議を具体的な行動を取りながら実現に向けて取り組むこととなりますが、法律・法令等の改正までの道筋を求めることは容易なことではなく、各方面の皆様のご理解とご協力なくしては取り組みの進捗はあり得ないと考えており、ご支援をお願い申し上げる次第であります。

また、これらの取り組みを推進させるため、広報活動についても強化を図らねばならない年となります。少額短期保険業がまだまだ社会的にも一般消費者からも認知されている段階からほど遠く、通常の広報活動に加えて社会貢献運動等も模索しながら業界あげての行動を具体化して参りたいと考えております。

本年の少額短期保険業を取巻く情勢に加えて、協会の考え方並びに諸施策について申し上げたいと思います。

いよいよ、本年4月に改正保険法が施行されますが、今回の改正は、「会社法」と同じく「保険法」というかたちで商法から独立させたもので、主として消費者保護を重点に規定されたものであり、協会いたしましてもその対応を種々論議・検討して参りました。少額短期保険業者に対し、スケジュールを含めた改正主旨の周知徹底を始めとして、保険種目に対応した少額短期保険モデル約款の作成・配布を会員あて実施いたしました。消費者に、より密着した商品の提供、保険契約者の立場を大切にする業界を目指していきたくと考えております。

さらに昨年に引き続き、「コンプライアンスの徹底」についての取り組みの強化があります。これは、保険業者としてお客様から信頼をいただくための必須条件であり近道でもあります。少額短期保険業者の経営者、従業員全員がそして募集に従事するひとり一人が常に認識を新たにしながら法令等の遵守をしていかななくてはなりません。協会においてもコンプライアンス教育に対し、eラーニング制度を導入して業者の利用参加を呼びかけてい

るところであります。

次に、公益法人で共済事業を行っている団体については、昨年の12月以降、保険業法の規制対象となりましたが、これらの団体の選択肢の一つとして少額短期保険業者への移行があります。当協会といたしましては、移行がスムーズに行なわれるよう相談窓口を設置し、情報提供・相談業務を開始しておりますが、相当数の団体が少額短期保険業の開設に向け検討を行なっている状況にあり、今後とも全面的なバックアップ体制を敷きながら対応を図っていくことにしております。

これらの協会業務の遂行にあたって、理事会を中心にして企画委員会、募集制度委員会での論議を基盤として、さらに組織委員会、消費者委員会の活動をより活発化するとともに、様々な事象や新たな状況に対応できる柔軟で強固な体制を築いていくことが急務であると考えております。

年頭にあたり所信の一端を申し上げましたが、少額短期保険業界は金融界および保険業界から見るとほんの小さな点に過ぎず、まだまだ各方面に大きな影響を有するような立場にもありませんが、少額短期保険に携わる者が結束してお客様にとってより良い保険の提供を図ることを基本に、「常に消費者目線」の、より良い業界を目指していく所存でございます。

本年も皆様方の一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、本年が皆様ひとり一人にとって実り多い素晴らしい一年となりますよう心からお祈り申し上げます。

平成22年1月1日